

道産水産物需要拡大事業委託業務
企画提案指示書

第1 業務名

道産水産物需要拡大事業委託業務

第2 目的

近年、海洋環境の変化などにより、サケやサンマなどの本道主要魚種の生産量が減少する一方、マイワシ、ブリ、ニシンの生産量が急激に増加している。しかし、北海道においてこれらの魚種の認知度や消費量は依然として低く、これら魚種について更なる需要拡大を図る必要がある。このため、これらの魚種を対象に飲食店等におけるメニューフェアを実施するほか、フェアを通じたPRを行い、更なる消費の拡大を図る。

第3 委託業務の内容

詳細は、道産水産物需要拡大事業委託業務実施要領のとおり

1 対象魚種

次の魚種のうち、北海道で水揚げされたもの。

マイワシ、ブリ、ニシン

2 フェア実施時期、期間

対象魚種毎に旬の時期等の適期を選定し、開催期間は1ヶ月程度設けること。

なお、マイワシ及びブリは10月、ニシンは2月に実施することを想定している。

3 フェア実施地域、店舗数

(1) 実施地域

北海道内全域を対象とする。

なお、主要消費地として札幌、旭川、函館、帯広、釧路、苫小牧、小樽、北見、室蘭の各都市圏においては重点的に募集を行うこと。また、フェア対象魚種の主要産地においても募集を行うこと。

(2) 店舗数

対象魚種毎に100店舗を目標とする。

4 主な業務内容

「道産水産物需要拡大事業委託業務実施要領」のとおり。

第4 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月22日(金)までとする。

第5 予算額上限

11,690,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

なお、本業務は、令和5年北海道議会第2回定例会の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

第6 審査基準

次の項目について評価を行うので、十分留意のうえ、企画提案書を作成すること。

1 業務遂行能力全般

(1) 基本理念

北海道産マイワシ、ブリ、ニシンの消費拡大へ向けたビジョンはあるか。

(2) 応募動機

当該業務に対する取組意欲は感じられるか。

(3) 業務遂行の基盤

①業務の遂行体制に問題は無い。

②飲食店等における大規模なフェアの開催に関する能力や経験はあるか。

③対象魚種や道産水産物全般への生産・消費動向等の知見はあるか。

2 企画提案内容

(1) 業務計画

業務計画は対象魚種の漁期に合わせて適切に実施できるスケジュールとなっているか。

(2) 事務局運営及び参加店舗募集

事務局の運営体制は適切か。また、参加店舗の募集方法は目標の達成が可能な内容となっているか。

(3) サンプル提供

メニュー開発用サンプルの提供計画は適切か。

(4) PR 業務全般

実施要領記載のPR業務について、提案内容は適切かつ効果的か。

(5) PR 資材等デザイン

フェアに使用するロゴやポスター等のデザインについて、フェアの趣旨を効果的に伝えるものとなっているか。

(6) アンケート等効果分析

消費動向やフェアの効果把握のためのアンケートの手法等について適切なものになっているか。

第7 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- 1 提出書類 参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- 2 様式 別添様式による
- 3 提出部数 1部
- 4 提出期限 令和5年6月23日（金）17時（必着）
- 5 提出場所 第9の4のとおり
- 6 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による

第8 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- 1 提出書類 企画提案書、付属資料
- 2 様式 企画提案書、付属資料ともにA4サイズ、任意の様式とする
- 3 提出部数 企画提案書、付属資料ともに8部
※1部は提案者名を記載し、残りの7部には提案者名を記載しないこと
また、企画提案書の文中には提案者名を記載しないこと
- 4 提出期限 令和5年7月3日(月)17時(必着)
- 5 提出場所 第9の4のとおり
- 6 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)による

第9 その他

- 1 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- 2 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が、次の事項の一つに該当する場合は無効となることがある。
 - (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- 3 その他
 - (1) 全ての提出書類の作成・提出にかかる費用は、提案者の負担とする
 - (2) 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある
 - (3) 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある
 - (4) 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない
 - (5) 全ての提出書類は返却しない
 - (6) 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする
- 4 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎11階)
北海道水産林務部水産局水産経営課水産流通係(担当:吉江、越智)
電話 011-204-5464(直通)
ファクシミリ 011-232-8904